

20220831 保局第1号
令和4年9月1日

各都道府県防災主管部（局） 御中

経済産業省産業保安グループガス安全室

ガス事業者の大規模災害時の復旧対応に係る協力について（依頼）

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

ガス保安行政に関し、常日頃から御支援、御協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

ガスは、国民生活には欠かせない重要なライフラインの1つであり、災害により導管等の設備に被害が発生した場合に速やかに復旧させることは、国民生活を維持する上で非常に重要な課題と考えております。

ガス業界では従前から、事業者が連携し大規模災害時の対応を行ってきましたが、今後、南海トラフ地震や首都直下地震といった更なる大規模災害の発生が懸念されていること等を踏まえ、ガス事業法改正により、一般ガス導管事業者に災害時連携計画の策定・届出義務（ガス事業法第56条の2）（※）を措置することにつき、第208回国会で可決しました。当該計画は、被災区域内外の一般ガス導管事業者の相互の連携に関する具体的な計画を共同して策定するものであり、当該改正については、9月1日に施行されております。

これに先立ち、都市ガス分野における災害対応の実効性を高めるため、今後の大規模災害に向けた課題について、当省において全一般ガス導管事業者（約200社）にヒアリング及びアンケート調査を行ったところ、応援を受け入れるために必要な資材置場や応援要員の待機場所等に係る用地を確保できない点が課題であり、復旧作業における用地として、公共用地の利用を求める要望が多数ありました。

災害時における公共財産の利活用については、一義的には各地方公共団体の判断のもとに行われるべきものであり、また、災害時には一般ガス導管事業者に限らず、多くのライフライン事業者等の応急復旧活動や、地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動等の実施を勘案しなければならないものであると認識しておりますが、上記事情等を踏まえ、今後一般ガス導管事業者から貴都道府県及び市町村に対して、大規模災害時の対応に関する御相談がありましたら、可能な範囲で御配慮いただきますようお願い申し上げます。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であること、また、本通知の内容については、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付、総務省消防庁国民保護・防災部防災課も承知していることを申し添えます。

（※）ガス事業法第 56 条の 2

（災害時連携計画）

第五十六条の二 一般ガス導管事業者は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、災害その他の事由による事故によりガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般ガス導管事業者相互の連携に関する計画（以下この条において「災害時連携計画」という。）を作成し、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 災害時連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般ガス導管事業者相互の連絡に関する事項
- 二 一般ガス導管事業者による従業員の派遣及び運用に関する事項
- 三 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る災害時連携計画の内容が次の各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る災害時連携計画を変更すべきことを勧告することができる。

- 一 災害その他の事由による事故の発生により特定の供給区域におけるガスの供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域におけるガスの安定供給を確保するために必要かつ適切なものであること。
- 二 その届出をした一般ガス導管事業者のうち特定の者について不当に差別的でないこと。
- 三 ガスの使用者の利益又は一般ガス導管事業者からガスの供給を受ける者の利益を不当に害するおそれがないこと。

4 経済産業大臣は、一般ガス導管事業者が、正当な理由がなく、第一項の規定による届出に係る災害時連携計画を実施していないため、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができる。

【参考1】災害時連携計画の概要及び一般ガス導管事業者に対するヒアリング・アンケート結果（第26回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会資料）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/gas_anzen/pdf/026_01_00.pdf

【参考2】大規模災害時の都市ガス分野における事業者間連携の枠組（第18回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会資料）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/gas_anzen/pdf/018_01_03.pdf

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/gas_anzen/pdf/018_01_01.pdf

○問い合わせ先

経済産業省

産業保安グループ ガス安全室

電話 03-3501-4032